

指定管理者を公募する公の施設の概要

函館市斎場，戸井斎場，椴法華斎場，南茅部斎場

担当部局	保健福祉部管理課（電話：0138-21-3298）
所在地	1 函館市斎場（函館市船見町27番1号） 2 戸井斎場（函館市館町169番地の1） 3 椴法華斎場（函館市絵紙山町27番地の2） 4 南茅部斎場（函館市尾札部町2457番地の1）
目的	斎場にふさわしいサービスの向上とその効率的な管理運営に寄与するため
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斎場の使用許可および制限に関する事（胞衣産わい物に係るものに限る） ・ 火葬に関する事 ・ 斎場の維持管理に関する事 ・ その他市長が定める業務
開館時間帯	開館時間：午前9時～午後4時30分 休業日：第3日曜日（函館市斎場のみ），1月1日 ※ただし，市長が必要と認めるときは，臨時に休業し，また休業日において臨時に業務を行うことがあります。
施設概要	1 函館市斎場 ・ 設置年月日 平成5年3月31日 ・ 敷地面積 9,748.34㎡ ・ 建物面積 2,369.37㎡ ・ 構造 鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階建 ・ 火葬炉 6基 2 戸井斎場 ・ 設置年月日 平成11年3月25日 ・ 敷地面積 2,391.34㎡ ・ 建物面積 258.33㎡ ・ 構造 鉄骨造 平屋建 ・ 火葬炉 2基 3 椴法華斎場 ・ 設置年月日 平成13年12月14日 ・ 敷地面積 1,855.05㎡ ・ 建物面積 234.60㎡ ・ 構造 鉄骨造 2階建 ・ 火葬炉 1基 4 南茅部斎場 ・ 設置年月日 平成元年11月27日 ・ 敷地面積 4,967.77㎡ ・ 建物面積 411.21㎡ ・ 構造 鉄筋コンクリート造 2階建 ・ 火葬炉 2基

<p>指定管理者が行う業務内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 斎場の使用許可および制限に関する業務（胞衣産わい物に係るものに限る） <ul style="list-style-type: none"> ・斎場使用に係る許可申請の受付および許可書の発行，使用料徴収に関する業務 2 火葬に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・火葬予定確認業務 ・受付業務（遺族・遺体の出迎え，斎場使用許可確認等） ・告別室等準備業務 ・炉前業務 ・火葬業務（火葬炉の運転，身体の一部，胞衣産わい物の焼却処理に関すること等） ・収骨業務 ・残灰処理業務 ・待合室業務（湯茶接待等） ・各種証明書（火葬済証明書（埋葬許可証），分骨証明書等）の発行業務 ・その他 3 斎場の維持管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃業務 ・火葬炉設備の管理及び保守点検業務（炉内・台車清掃等含む） ・自家用電気工作物保安管理業務 ・施設，設備，物品等の維持管理及び修繕に関する業務（各種保守点検業務等） ・環境衛生管理業務（ばい煙測定，排出ガス・ダイオキシン類濃度測定等） ・斎場敷地および駐車場内の維持管理に関する業務（芝・樹木の管理，草刈，除雪等） ・施設警備業務 ・防火管理および危険物管理に関する業務 ・その他 4 その他市長が定める業務 <ul style="list-style-type: none"> ・庶務業務 ・事業計画及び収支計画の作成・提出 ・委託業務の執行に伴う契約等に関する業務 ・定期報告業務（火葬状況報告書，火葬日計表等） ・モニタリング業務（事業実施状況報告・収支決算書等の提出，利用者アンケートの実施等） ・修繕及び備品等の購入に関する報告 ・各種記録業務 ・臨時報告業務（大規模修繕が必要とされる箇所が発見された時，災害・事故発生時等） ・引継ぎ業務 ・その他
<p>施設管理運営経費</p>	<p>市から指定管理者へ指定管理料として支払います。</p>
<p>条例</p>	<p>函館市火葬場条例</p>
<p>現指定管理者</p>	<p>株式会社マルゼンシステムズ</p>